

令和6年8月16日
県土整備部建築住宅課

報道機関各位

災害救助法に基づく住宅支援の実施について

7月25日からの大雨での被災者に対し、下記のとおり、災害救助法に基づく住宅関係の支援を実施しますのでお知らせします。

記

1 建設型応急住宅の供与（県が建設し、管理は市町村が行う。）

（1）建設戸数・場所

- ・戸沢村 戸数21戸（うち単身用 1戸、世帯用 20戸）
旧戸沢小学校跡地（戸沢村大字名高1592）
- ・鮭川村 戸数8戸（うち単身用 2戸、世帯用 6戸）
鮭川村定住促進住宅隣地（鮭川村大字京塚658）

※戸数は8月15日現在の見込み。今後変動する可能性があります。

（2）建設要請先

（一社）全国木造建設事業協会

県と応急仮設住宅建設について災害協定を締結している団体。

一般社団法人JBN（全国工務店協会）と全国建設労働組合総連合の2団体により組織されており、地元の工務店が多く在籍している。

（3）スケジュール（予定）

- 8/16 協会への建設要請
- 8/20 工事着手（10:00 戸沢村 13:00 鮭川村）
- 9月末 工事完了
- 10月上旬 入居開始

（4）その他

入居者の家賃負担なし、最長2年間

2 賃貸型応急住宅の供与（県が実施要綱を定め、市町村が実施する。）

（1）入居予定戸数

123戸（酒田市100戸、戸沢村23戸）

※戸数は8月15日現在の見込み。今後、他市町村でも実施する可能性があります。

（2）支援内容

①家賃、礼金、仲介手数料等を国、県で全額負担する。

②世帯人数に応じた家賃の限度額を設定し、その範囲内で住宅を供与する。

- ・1人の世帯 5.5万円以下
- ・2人の世帯 6.5万円以下
- ・3人又は4人の世帯 7万円以下
- ・5人以上の世帯 8.5万円以下

(3) スケジュール (予定)

8/16 市町村への実施要綱通知

8/19以降 市町村受付、随時入居

(4) 入居期間

最長2年間 (応急修理制度を利用する場合は修理開始から原則6か月間)

3 被災した住宅の応急修理の実施 (県が実施要綱を定め、市町村が実施する。)

(1) 対象者 (全てを満たす者)

- ①災害救助法適用の16市町村が交付したり災証明書において、「大規模半壊」、
「中規模半壊」、「半壊」及び「準半壊」の証明を受けた者
- ②自宅がそのままでは住むことができない状態にある者
- ③応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれる者
- ④建設型応急仮設住宅を使用しない者

(2) 応急修理の基本的考え方と工事範囲

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所

(3) 費用の限度額 (全国一律)

半壊以上の被害を受けた世帯 71万7千円/世帯

準半壊の被害を受けた世帯 34万8千円/世帯

(4) スケジュール (予定)

8/16 市町村への実施要綱通知

8/19以降 市町村受付

【問合せ先】

県土整備部建築住宅課

建築行政主幹 古澤 徹

電話：023-630-2657

報道監 県土整備部次長 森谷 健